

# 長岡市共通商品券協同組合 ながおかペイ事業 取扱店規約

## (総 則)

第1条 本規約は、「長岡地域版電子マネー(以下「ながおかペイ」という。)」の利用等に関する事項について、取扱店と長岡市共通商品券協同組合(以下「当組合」という。)との間の契約関係を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義を以下のとおりとする。

- 2 「ながおかペイ」とは、当組合が提供する電子マネーQRコード決済システムにおいて記録・管理された、前払式支払手段の方法による金銭的価値を証するものをいう。
- 3 「利用者」とは、当組合の定める「長岡地域版電子マネー「ながおかペイ利用者規約」」に同意し、ながおかペイQRコード決済アプリ(スマホを含むモバイル端末等にインストールされ、本決済システムを利用することができるソフトウェアであって、当組合が提供するものをいう)を所有するモバイル端末にインストールし、当組合が求める情報を登録した法人又は個人事業主をいう。
- 4 「取扱店」とは、本規約に同意した上で当組合に「ながおかペイ取扱店申込書」に会社名や住所等必要事項を記入した上、当組合が審査し、預金口座が確認できた法人または個人事業主とする。取扱店は、ながおかペイを対価に利用者に商品等の販売または提供を行い、その結果として当組合に対してながおかペイ取引による売上金額相当の精算金の売掛債権を取得するものをいう。
- 5 「端末」とは、当組合が取扱店に貸与する、ながおかペイ専用の決済処理をする決済端末をいう。
- 6 「チャージ」とは、利用者が取扱店にて行う、ながおかペイQRコード決済アプリ(以下「アプリ」という。)を用いて、ながおかペイを加算することをいう。
- 7 「組合員」とは、ながおかペイ事業への参画の有無に関わらず、当組合所定の方法で加入申込を行い、当組合が審査のうえ加入を承認した法人または個人事業主をいう。当組合への加入申込は、別途必要なこととする。

## (目的)

第3条 当組合は、長岡地域のキャッシュレス化の推進を図ることで、消費者の利便性向上及び都市間競争による、他地域への消費流出防止策の一助とする。また、当組合の組合員を中心とした取扱店経済的発展と有機的結合を強化し、長岡地域の商業振興に資することを目的とする。

## (ながおかペイ決済)

第4条 取扱店は、利用者がアプリ内のQRコードを提示して商品等の販売または提供を求めた場合には、次の各項に基づき、前払式支払手段による決済および商品等の販売または提供を行うものとする。

- 2 当該QRコードを端末で読み取りすることにより、ながおかペイ決済処理を行うものとする。
- 3 前項のながおかペイ決済処理とは、ながおかペイ残高から、商品等の販売または提供対価の総額を差し引くことを意味する。
- 4 当組合または取扱店の定める方法により、利用者は現金その他の支払方法及びながおかペイ

を併用できるかどうかは取扱店の任意とする。また、ながおかペイ残高が商品等の販売または提供対価の総額に不足する場合には、利用者は、その不足額を当組合もしくは取扱店が定める方法により、現金その他の支払方法で支払うか、取扱店の端末でながおかペイをチャージすることにより、不足分の支払をするものとする。

- 5 取扱店は本条第1項に定める手続きにより、利用者は、万一残高に誤りがある場合には、その場で取扱店に申し出るものとする。取扱店は利用者に決済金額、電子マネー残高を画面で確認し、誤差発生をふせぐ対策をとること。
- 6 取扱店は、本条各項に定める事項を善良なる管理者の注意義務をもって行うものとする。
- 7 取扱店は、システムの障害時、システムの通信時またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、ながおかペイによる取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとする。その場合の逸失利益、機会損失等については、いかなる場合にも当組合は責任を負わないものとする。

#### (ながおかペイへのチャージ方法及び有効期限)

- 第5条 取扱店は、利用者がながおかペイのチャージを希望した際、現金で1,000円単位でチャージの処理を行うものとする。なお、1アカウントあたりのチャージ上限額は、50,000円とする。
- 2 利用者よりチャージ取消しの申し出があった場合は、原則返金することはできない。
  - 3 取扱店の端末の誤操作等により、利用者のチャージ希望額を超過した額のチャージを行った場合は、当該取扱店が負担する。ただし、すぐに訂正処理を行った場合は、この限りでない。
  - 4 利用者が、利用するモバイル端末を変更する際は、当組合が定める所定の方法で、アプリの引継ぎ処理を行った場合、ながおかペイの残高は繰り越しができるものとする。
  - 5 利用者が、チャージした金額は、取扱店が指定した預金口座から当組合が引落すものとする。
  - 6 ながおかペイの有効期限はチャージしてから6カ月未満とする。有効期限が切れたチャージされた金額は無効とする。現金の払戻しも行わないものとする。

#### (取扱店)

- 第6条 取扱店は、店舗内外の目につきやすい場所に当組合が提供した掲示物を掲げるものとする。
- 2 取扱店は、ながおかペイの商標または取扱店ステッカーを使用した看板、幟、販促物等を作成する場合は、当組合の承認を得るものとする。
  - 3 取扱店は、当組合が、利用者のながおかペイ利用促進のために、取扱店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に取扱店の名称および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。

#### (不正利用への対応等)

- 第7条 取扱店は、自己の責任において取引の安全性の確保に努め、ながおかペイの不正利用の防止に協力するものとする。
- 2 取扱店は、商品の購入等を行った者が、ながおかペイ利用者本人以外による決済が行われたと疑われる場合や使用状況が明らかに不審と思われる場合は、当該取引を行わないものとし、直ちにその事実を当組合に連絡するものとする。
  - 3 当組合は、取扱店と利用者との取引において、不正利用が発生しているまたはその恐れがあ

ると判断した場合、取扱店に対してながおかペイを使用した商品等の引渡しまたは提供を停止することを求めることができるものとし、取扱店は当該求めがあった場合、直ちにこれに応じるものとする。

- 4 取扱店は、不正利用が発生した場合、必要に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実施するものとする。また、取扱店は、遅滞なく、当該調査の結果および策定した計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを当組合に報告するものとする。

#### (秘密情報の管理責任)

第8条 取扱店は、本規約に基づくながおかペイの決済を行ううえで知り得た、利用者に関する個人情報及び当組合の営業上その他の機密（以下「秘密情報」という）を万全に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、当組合の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。また、取扱店は、秘密情報をながおかペイの決済を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに取扱店の責任のもとに当該秘密情報を破棄または消去等するものとする。

- 2 取扱店は、自らの責任において、秘密情報を第三者に閲覧、改ざんまたは破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理するものとし、自らが支配可能な範囲において、すべての責任を負うものとする。
- 3 取扱店は、取扱店の故意、過失の有無にかかわらず、秘密情報を第三者に提供、開示もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を当組合に対し報告するものとし、当組合の指示に従うものとする。
- 4 取扱店の責に帰すべき理由により、前項に規定する事故が生じその結果、利用者、当組合またはその他の第三者に損害が生じた場合は、取扱店は、当該損害につき賠償する義務を負うものとする。
- 5 本条に定める義務は、本契約の終了後においても効力を有するものとする。

#### (禁止事項等)

第9条 取扱店は、ながおかペイ決済アプリを提示した利用者に対して正当な理由なくして決済を拒絶し、または直接現金その他の支払方法を要求する等の行為をしてはなりません。また、利用者に対して、商品等の対価について手数料等を上乗せする等現金払客と異なる代金等を請求する、または取扱商品等および商品等代金につき制限を設けるなど、利用者に不利益となる差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 取扱店は、正当な理由がない限り、利用者の目の届かない場所でながおかペイの決済手続きを行わないものとする。
- 3 取扱店が、ながおかペイによる決済ができることは、当該決済に関わる商品等代金とし、金券等取扱店が利用できない商品、立替金、過去の売掛金等ならびにこれらを含めた金額を決済してはならない。
- 4 取扱店は、第三者が有する債権を当該第三者から譲り受けまたは当該第三者に代わって取扱店によるながおかペイ決済に係る債権として当組合に精算支払請求することはできない。
- 5 取扱店は、違法もしくは公序良俗に反する商品等のながおかペイ決済、違法または不適切な方法による商品等のながおかペイ決済およびその他これらに類する不正、不健全な決済をしてはならない。

- 6 前各項の他、取扱店は、本規約ならびにその他の法令および商慣習等に反した決済の取扱いをしてはならない。

(法令順守)

第10条 取扱店は、本規約に基づくながおかペイの決済に関し、利用者に対して掲示する広告その他の書面等および決済の方法について、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、個人情報保護法その他の法令等ならびに本規約を順守するものとする。

(事業への参加と契約)

- 第11条 取扱店になるには、「ながおかペイ 取扱店申込書」を組合に提出したうえで以下のとおりとする。
- 2 ながおかペイを精算のための預金口座の登録をするため、当組合所定の用紙に預金口座情報を記入し、当組合に提出する。当組合は第四北越銀行長岡本店営業部に取扱店の預金口座の確認依頼し、確認ができ次第、預金口座の登録を完了する。不備が発生した際には取扱店に再提出を求める。
  - 3 当組合は中小企業等協同組合法第9条の2第3項に基づき、組合員以外の取扱店の事業の利用分量総額が、組合員の取扱店の利用分量総額の20%を超える場合、組合員以外の取扱店に対して事業の利用制限を行うものとする。
  - 4 反社会的勢力との取引を排除するため、取扱店が反社会的勢力もしくはそれに類する勢力に該当しないことを当組合は確認するものとし、また、反社会的勢力もしくはそれに類する勢力であるかの判断については当組合が判断する。万が一、反社会的勢力もしくはそれに類する勢力に該当すると当組合が認めた場合には、取扱店として事業の利用停止処分を命ずることとする。
  - 5 組合は、別紙「端末貸与利用約款」に基づき、取扱店に端末を1台貸与する。但し、2台目以上を貸与する場合は、当組合と協議することとする。端末（システムを含む）を取扱店が購入した場合は、この限りではない。また、管理番号を第三者に知られないように管理し、盗用、盗難・紛失・災害等の防止対策を取ることとする。取扱店は、端末を修理、修復する必要が生じたときは、当組合へ直ちに連絡を取り、組合に在庫がある場合には、代替機での対応をするものとする。

(管理及び帳簿類)

- 第12条 当組合は、ながおかペイ事業の実施における、利用者情報及び取扱店の決済データを含む、本事業に必要な情報は当組合事務局に配置するホストコンピュータにて電磁的に管理・保存する。データは必要に応じてデータ分析等に利用することとする。
- 2 当組合は、取扱店及び利用者情報を、他人に開示しないこととする。

(手数料等)

- 第13条 当組合は、取扱店に対し、利用者の決済額に応じて決済手数料を徴収できるものとする。
- 2 決済システム使用料は、取扱店に導入する端末の台数に応じて、月ごとにシステム利用料を計算し、徴収するものとする。なお、途中で導入する端末機の台数に変更があった場合は、その月の端末機の最大数を算出基準とし、1か月分で計算するものとする。

- 3 システム利用料及び決済手数料率は当組合の総会で決議するものとする。

(取扱店手数料の精算)

第 14 条 当組合が取扱店と行う、ながおかペイの精算について次のとおりとする。

- 2 当組合は、取扱店のながおかペイ決済処理金額を月末締めで集計を行い、当組合が定める決済手数料を差し引いた金額を翌月 15 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に取扱店が指定した口座に振込むものとする。
- 3 当組合は、取扱店でチャージされた金額を月末締めで集計を行い、翌月 15 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に取扱店が指定した口座から引き落としするものとする。
- 4 当組合は取扱店に対し、決済システム使用料と決済手数料を併せて徴収できるものとする。

(消費税の取扱)

第 15 条 本規約に関わる諸費用・手数料について消費税が賦課されるときは、消費税額は当該諸費用・手数料の発生時点の消費税率により計算し、取扱店が当該消費税を負担するものとする。

(届出事項の変更)

第 16 条 取扱店は、当組合に届け出た商号、所在地、代表者、電話番号、業種、指定金融機関口座、その他取扱店申込書の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに当組合所定の方法により届け出るものとする。

- 2 前項の届出がないため、当組合からの通知または送付書類その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着すべき時に取扱店に到着したものとみなされても異議は申し立てないものとする。

(事業利用の終了)

第 17 条 取扱店は、当組合所定の方法で当組合に対し事前に通知することにより、事業利用を終了させることができる。

- 2 取扱店が本規約等に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合、当組合は取扱店に対し事業利用を終了させることができる。
- 3 当組合は、取扱店が次の各号のいずれかに該当する場合、取扱店に対し事業利用を終了させることができる。
  - (1) 取扱店と 3 ヶ月以上連絡がとれない場合
  - (2) 当組合がやむを得ない事由によりながおかペイ事業の提供を終了する場合

(本事業の提供中止)

第 18 条 当組合は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本事業の全部または一部の提供を中止することがある。

- (1) 取扱店が本規約等に違反した場合
- (2) 取扱店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合

- (3) 取扱店が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本事業の提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

(当組合の責任)

第19条 組合は、本事業に関し、故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、取扱店が被った損害を賠償する。

2 組合は、次の各号に関連する損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負わない。

- (1) 通信障害、システム障害等
- (2) 記録情報の正確性・真正性
- (3) 不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
- (4) 利用者端末の故障、紛失、盗難
- (5) 本事業の利用の結果
- (6) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
- (7) その他、取扱店または第三者の故意または過失
- (8) 本事業の提供条件の変更、前条に基づく提供中止
- (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力

(準拠法)

第20条 本規約に関する準拠法は、すべて日本国法とする。

(合意管轄裁判所)

第21条 取扱店と当組合との間で訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じ、被告の所在地を管轄する裁判所を新潟地方裁判所又は簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(附 則)

- 1 本規約の改正並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、当組合の理事会の決議を経て決定するものとする。
- 2 金融情勢の変動等により必要があると認められる場合は、月額システム利用料や決済手数料について、当組合における総会の決議により、合理的な範囲において変更できるものとする。
- 3 本規約は、令和4年10月13日から実施する。